

## ウシガエル（食用ガエル）の流通実態等について

## 流通の概要

## （１）概況

ウシガエルは 1918 年に日本に初めて持ち込まれ、一時は食用目的で各地で養殖された。その後、食品としての利用は激減したが、現在でも、食材（中華料理、フランス料理）、実験動物（解剖実習等）として限定的に利用されている。主要な流通経路を添付図に示す。

食用としての流通量はそれぞれ 2 万頭前後（年間を通じて中国・台湾から輸入）、実験材料としては数万頭程度（国内の野生個体を採取）が流通していると推定される。食用、実験材料はそれぞれ別ルートで流通していると考えられる。

## （２）食用としての流通

食材としてのウシガエルは、東京、大阪の卸売市場で淡水魚の取扱業者によって販売されているほか、一部のエスニック食材店でも販売されている。また、中国から直輸入している料理店もある。（なお、カエルのモモ肉だけを冷凍パックにしたものも食材として販売されているが、ここでは、冷凍パックは除外して、生体の流通についてのみ述べる。）

中国では、各地でウシガエルの養殖が行われ、日本へは上海などから一年中輸出されている。通常、発泡スチロールの箱ごと冷蔵して輸入されている。

取扱量は卸売業者で年間 5,000 頭程度という聞き取り調査のデータがある。また、カエルを直輸入している料理店で年間 1,000 頭弱を輸入している例もある。東京、大阪それぞれの中央卸売市場、上野、大阪上海新天地での取扱量を合計すると、あくまで目安であるが、全国では少なくとも 2 万頭以上のウシガエルが食用で流通していると考えられる。

## （３）実験材料としての流通

ウシガエルは、生物学実習での解剖用として大学等で使われている。大手採捕業者への聞き取りによれば、全国でウシガエルを実験等に使用している大学は少なくとも 100 機関、その他の施設（専門学校、医療関係の研究機関など）が 50 機関以上あると考えられる。これ以外にも小中学校の理科クラブなどの解剖実験などに利用されているため、全数の把握は困難である。

また、ウシガエルを取り扱っている実験動物取扱業者が 40 社程度はあると考えられる。

実験用のウシガエルは関東、中部等で自然繁殖している野生個体を採捕業者が捕獲したもので、養殖・輸入は行われていない。ウシガエルが冬眠からさめた後、4 月～10 月頃が主な供給シーズンである。

年間の捕獲数は大手の採捕業者で 2～3 万頭である。実験材料販売業では、大手の業者で年間数千頭、中小の業者で数百匹程度の取扱数と考えられる。これらのことから、日本全国では数万頭規模でウシガエルが捕獲され、実験用に供給されていると考えられる。もちろん、これ以外にも研究者が直接野生個体を採取するケースもあると予想される。

## (参考) 外来生物法に基づく規制の概要

### (1) 飼養等の禁止

特定外来生物に該当する生物の飼養等(飼養・保管・運搬等)については、主務大臣の許可を受けた場合、又はやむを得ない事由があるとして認められる場合を除き、禁止される。

#### (1a) 飼養等の許可

以下の目的で使用等を行う場合は特定外来生物の飼養等の許可をする。この場合、主務大臣は必要の限度において、当該許可に条件を付することができる。

##### 許可に適合する飼養等の目的

- ア 学術研究
- イ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- ウ 教育
- エ 生業の維持
- オ 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は鑑賞

##### 飼養等の許可の条件

- ア 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
- イ 特定外来生物ごとに定める施設の類型その他細目の基準に適合すること。

### (2) 輸入の禁止

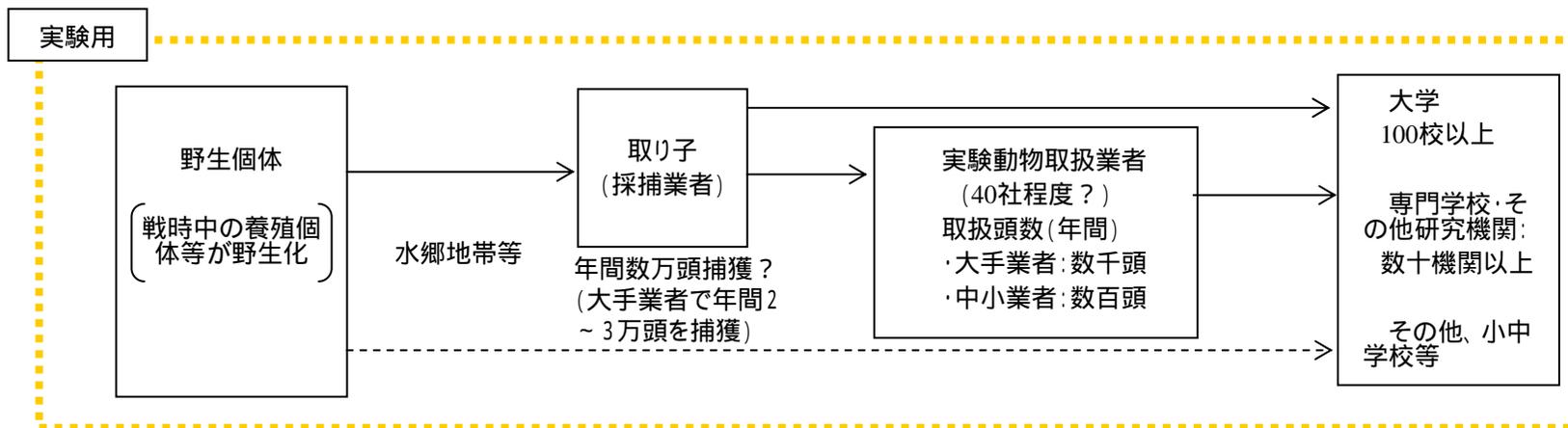
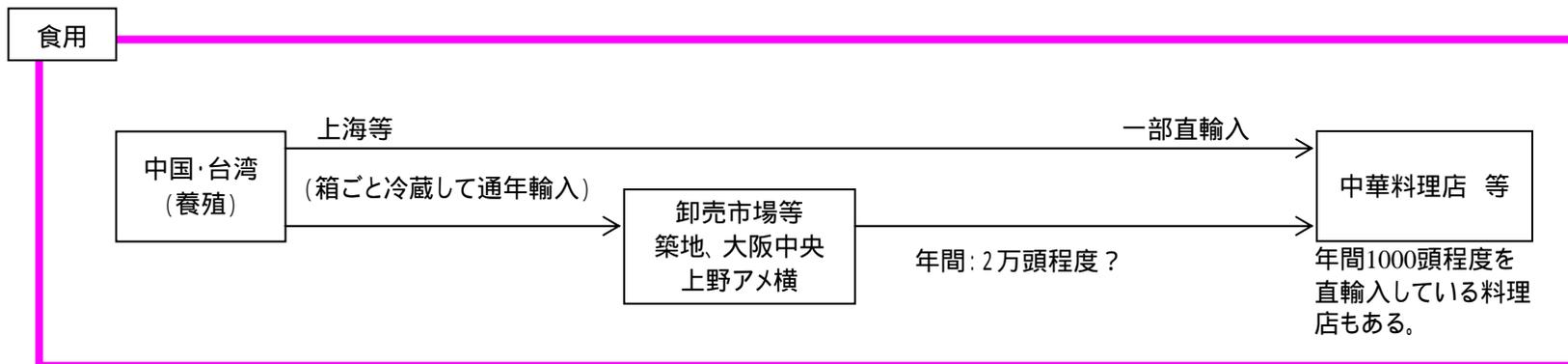
特定外来生物の輸入は、主務大臣より飼養等の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合を除き、原則禁止される。

### (3) 譲渡し等の禁止

特定外来生物の譲渡し等は、特定の場合を除き、原則禁止される。

##### 譲渡し等の禁止の例外の例

- ア 飼養等の許可を受けた者同士の間で行う譲渡し等
- イ 飼養等の許可を受けた者と飼養等の許可を要しないやむを得ない事由がある場合に該当する者間において行う譲渡し等
- ウ 飼養等の許可を要しないやむを得ない事由がある場合に該当する者同士の間で行う譲渡し等



———— : 主要ルート  
 - - - - - : 副次的ルート

図 ウシガエルの流通状況

(関連業者へのヒアリング等に基づき作成)